

**証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要**

「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）」における金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。